

# 教 司 公 告

## 三重県教育委員会

四 次

お知らせ	○ 職員等の旅費に関する条例及び知事及び副知事の給与及び旅費に関する 条例の一部を改正する条例	福利・給与課	1頁
正 認	○ 平成28年12月26日付け教育公報号外	福利・給与課	2頁
	○ 平成29年3月28日付け教育公報号外	福利・給与課	2頁

### お 知 ら せ

平成30年10月17日付け三重県公報号外に、教育委員会関係条例が次のように掲載されました。  
(教育委員会関係抜粋)  
職員等の旅費に関する条例及び知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十一年十月十七日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第七十一号

職員等の旅費に関する条例及び知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例  
(職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第一条 職員等の旅費に関する条例(昭和二十二年三重県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第六項中「旅行中の日数に応じ一日当りの定額又は」を削り、同条第十二項を削る。

第十八条第一項中「三十円」を「二十二円」に改める。

第十九条第一項から第五項までを削り、同条第六項を同条とする。

第二十条第一項中「宿泊料の額は、」の下に「宿泊先の区分に応じた」を加える。

第二十二条中「旅行雑費の定額の基本額の四日分及び」を削り、「別表第一の」の下に「赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた」を加える。

第二十四条第一項中「旅行雑費の定額の基本額、」を削る。

第二十五条を次のように改める。

#### 第二十五条 削除

第二十七条を次のように改める。

(同一地域内旅行の旅費)

第二十七条 同一地域(第二条第一項に規定する地域をいう。)内における旅行については、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、赴任を命ぜられた職員が職員のための公設宿舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合には、別表第二の路程五十キロメートル未満の場合の移転料定額の三分の一に相当する額(扶養親族を随伴しない場合にはその三分の一に相当する額)の移転料を支給する。ただし、当該移転料の額を計算する場合においてその額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第一を次のように改める。

#### 別表第一(第二十条、第二十二条関係)宿泊料及び食卓料

宿泊料(一夜につき)		食卓料(一夜につき)
甲地方	乙地方	
一一、七〇〇円	一〇、七〇〇円	一一、一一〇〇円

備考 甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち知事が定める地域その他これらに準ずる地域で知事が定めるものをいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

(略)

附 則

1 この条例は、平成二十二年一月一日から施行する。

2 この条例による改正後の職員等の旅費に関する条例及び知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

正

誤

平成28年12月26日付け教育公報号外に登載しました、公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則中

ページ 行 誤 正  
5 下から2 三重県教育委員会 三重県教育委員会

平成29年3月28日付け教育公報号外に登載しました、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則中

ページ 行 誤 正  
2 下から8 熊野市立新鹿小学校波須田分校 熊野市立新鹿小学校波須田分校

発 行  
津市広明町13番地 三重県教育委員会